

あなたのお宅は設置していますか！？

住宅用火災警報器の設置は義務です！！

【住宅用火災警報器とは？】

お住まいの住宅に設置することで、建物内で火災が発生した場合に感知して、大きな警報音で火災の発生を知らせてくれます！

住宅用火災警報器を設置していないと建物火災での逃げ遅れるリスクが高くなり
ます。住宅用火災警報器を備えて、火災に備えましょう。

【住宅用火災警報器の購入費用の補助を実施しています！！】

- ・村では住宅用火災警報器の購入費用の1／2を補助します！
(なお、補助の上限があります。
単独型【※1】は10,000円、連動型【※2】は20,000円となります。)
- ・購入する前に事前の申請が必要です。補助を受けたい方は役場住民生活課までご連絡ください。
なお、申請をせずに購入されてしまうと補助は受けられませんので、ご注意ください。
- ・補助の対象となる住宅は、平成18年6月1日以前に建てられた住宅です。
また対象者は中島村に住所がある人で、火災警報器を設置する住宅に居住している方が申請することができます。ただし、一度この補助金を受けると再度申請することはできませんので、ご了承願います。
- ・また、購入する住宅用警報器には検定マークがついている物でなければ補助の対象となりません。

※1（単独型）：1台の警報器が火災を感知した場合、その感知した1台のみが警報するタイプのもの

※2（連動型）：住宅に設置する複数の警報器のうち、いずれかの1台が火災を感知すると、全ての警報器が警報するタイプのもの。火が出た場所から離れた部屋にいても、気づきやすい点で優れています。

問い合わせ先：中島村役場 住民生活課 消防担当

【電話0248-52-2112】

取り付けましたか？

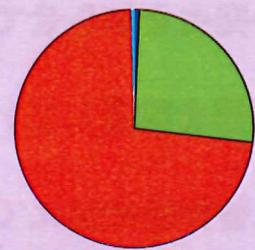
設置は義務です

住宅用火災警報器



全国でも住宅火災により多くの方が犠牲になっています。

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)869人のうち、約7割が65歳以上の高齢者(646人)となっています。また、死者の発生原因の半数以上が逃げ遅れによるものです。



■ 5歳以下
■ 6~64歳以下
■ 65歳以上
■ 年齢不明

総務省消防庁「平成29年年齢層別及び住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)」

総務省消防庁(平成27~29年) 住宅用火災警報器の効果

	住宅火災100件当たりの死者数	焼損床面積	損害額
火災警報器設置なし	11.4人	60.3m ²	3158千円
火災警報器設置済み	6.5人 ↓ 43%減	29.1m ² ↓ 53%減	1674千円 ↓ 47%減



「まさか！」の火事。住宅用火災警報器で助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。万が一の時でも、火災警報器があれば、家族はもとより、近所の方にもいち早く火災を知らせてくれます。

住宅用火災警報器を取り付ける場所は？

○取り付けなければいけない場所

義務

・寝室

・寝室が2, 3階にある場合は階段の天井

○取り付けることが望ましい場所

推奨

・台所、居室

